

取扱区分：「公開」

令和8年第8回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和8年7月24日(金) 13時10分

於：周南市役所本庁舎1階 多目的室

令和 8 年第 8 回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 8 年 7 月 2 4 日（金） 午後 1 時 1 0 分 ～午後 1 時 5 2 分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

（1）出席委員 1 6 人

1 番 林 俊 一

2 番 梅 田 照 正

3 番 高 橋 恵

4 番 六郎万 直 美

5 番 林 正 彦

6 番 廣 林 政 憲

7 番 野 村 邦 幸

9 番 佐 伯 信 治

10番 山 下 敏 彦

11番 河 口 清 臣

12番 兼 重 智

13番 秋 貞 啓 子

14番 藤 井 孝

15番 歳 光 時 正

16番 佐 伯 伴 章

19番 有 馬 俊 雅

（2）欠席委員 3 人

8 番 市 川 進

17番 瀧 山 美智子

18番 藤 原 典 子

（3）総会招集者 1 人

周南市長 藤 井 律 子

（4）事務局職員 5 人

局 長 藤 井 良 明

次 長 原 田 賢 二

次長補佐 神 本 和 典

書 記 東 影 淑 子

職 員 山 田 敦 子

（5）関係部署職員 1 人

産業振興部農業振興課 課 長 菅 田 浩 司

（6）傍聴人 なし

4 議事日程

第1 臨時議長の指名

第2 仮議席の指定

第3 議席の決定

第4 議事録署名委員の指名

第5 会長の互選

第6 会長職務代理者の互選

第7 農業委員の地区割の決定

第8 議決事項

議案第37号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

1 件

藤井事務局長

それでは、総会を開催いたします。

本日の総会は、委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会ですので、臨時議長の指名までは事務局長の藤井が進行させていただきます。

携帯電話につきまして、マナーモードの設定又は電源の切断を確認願います。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の出席委員は、19人中16人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、藤原典子委員、瀧山美智子委員、市川進委員の3人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定により市長宛てに欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、ただ今から、令和8年第8回周南市農業委員会総会を開会いたします。

開会（午後1時10分）

本日の総会は、周南市農業委員会総会会議規則第2条第1項ただし書の規定により市長が招集しましたので、総会の開会にあたり、招集者であります、藤井律子周南市長からご挨拶をいただきます。

周南市長

（市長あいさつ）

藤井事務局長

ありがとうございました。

なお、市長は公務のため。ここで退席させていただきます。

（市長、農業振興課長退席）

それでは、これより議事に入ります。

議事日程第1、「臨時議長の指名」ですが、周南市農業委員会総会会議規則第7条第3項に、「委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会において、議長の職務を行う者がいないとき」は、「年長の出席委員が臨時に議長の職務を行う」と定められておりますの

で、会長が決まるまでの間、年長の委員であります兼重智委員に臨時議長をお願いいたします。

兼重委員には議長席にお移りいただき、議事進行をよろしく願いいたします。

臨時議長（兼重委員）

ただ今、臨時議長にご指名をいただきました兼重でございます。

これから、会長が決まるまでの間、皆様のご協力を得ながら、スムーズに総会の進行を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事日程第２、「仮議席の指定」を行います。

ただ今、委員の皆さんが着席されていますが、７月３日に開催した次期農業委員会準備会において引かれた「くじ」の番号の席を仮議席といたします。

次に、議事日程第３、「議席の決定」に入ります。

周南市農業委員会総会会議規則第６条第１項では、「委員の議席は、委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会において、くじで定める」と規定されています。

それでは、この「くじ」についてお諮りいたします。

仮議席の番号の順番に委員がくじを引き、委員が欠席の場合は、事務局長が欠席された委員に代わってくじを引くことにしたいと存じますが、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、仮議席の番号の順番に委員がくじを引き、委員が欠席の場合は、事務局長が欠席された委員に代わってくじを引くことにいたします。

なお、「くじ」に書かれた番号が議席番号になります。

それでは、事務局職員が各委員の席を回りますので、その場で「くじ」を引いてください。

藤井事務局長

(委員及び事務局長がくじを引く)

それでは、全員が「くじ」を引かれたようですので、「議席番号」を確認させていただきます。

藤井事務局長は、議席番号と委員の氏名を読みあげてください。

それでは、確認のために議席番号と委員の氏名を読み上げます。

1 番	林	俊	一	2 番	梅	田	照	正	
3 番	高	橋	恵	4 番	六	郎	万	直	美
5 番	林	正	彦	6 番	廣	林	政	憲	
7 番	野	村	邦	幸	8 番	市	川	進	
9 番	佐	伯	信	治	10 番	山	下	敏	彦
11 番	河	口	清	臣	12 番	兼	重	智	
13 番	秋	貞	啓	子	14 番	藤	井	孝	
15 番	歳	光	時	正	16 番	佐	伯	伴	章
17 番	瀧	山	美	智子	18 番	藤	原	典	子
19 番	有	馬	俊	雅					

臨時議長（兼重委員）

ただ今、読み上げました番号に間違いはございませんか。

(全員なし)

間違いないようですので、議席は、以上の議席番号のとおり決定いたしました。

それでは、決定された議席番号の席へ氏名票と資料を持って、移動をお願いいたします。

(各議席に移動)

次に、議事日程第4、「議事録署名委員の指名」ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議長より指名いたします。

1 番・林俊一委員、2 番・梅田照正委員のご両名をお願いいた

藤井事務局長

します。

次に、議事日程第5、「会長の互選」に入ります。

会長の互選について、事務局より説明をお願いします。

それでは、会長の互選について説明いたします。

お手元に配付している周南市農業委員会会長等互選規程をご覧ください。

周南市農業委員会では、この規程を制定し、会長並びに会長職務代理者の互選の方法及び手続に関し必要な事項を定めています。

この規程の第2条で、互選は、総会における互選会において行うこと、第6条で、互選に関する事務を管理執行するため互選会に互選管理者を置き、互選管理者は総会の議長をもって充てることを規定しています。

従いまして、本日、臨時議長を務めておられる兼重委員には「会長の互選会」の互選管理者になっていただきます。

なお、規程第5条では、「互選会は、在任する委員の3分の2以上の出席により成立する」と定めており、本日の互選会は成立いたしております。

次に、互選の方法ですが、規程第7条では、「投票又は指名推選とする」と定め、投票の手続については、第8条から第15条にかけて、指名推選の手続については、第16条にそれぞれ規定しています。

互選は、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙することでもありますから、投票によって行うのが原則ですが、出席委員の中に異議がないときは、指名推選の方法によることができます。

なお、周南市農業委員会での今までの互選は、指名推選でございました。

以上でございます。

臨時議長・互選管理者（兼重委員）

ただ今、事務局から説明がありましたが、私が「会長の互選会」の互選管理者として互選会を進めてまいります。

それでは、互選の方法についてですが、投票と指名推選のいずれ

	の方法で会長を互選するのか、お諮りいたします。
19番・有馬委員	はい、議長。
臨時議長・互選管理者（兼重委員）	有馬委員
19番・有馬委員	19番の有馬です。
	指名推選による方法がよいと思います。
臨時議長・互選管理者（兼重委員）	ただ今、有馬委員から指名推選による方法とのご発言がございましたが、他にございませんか。
	（なし）
	他にないものと認め、指名推選の方法で互選することに、ご異議はございませんか。
	（全員異議なし）
	出席委員の中に異議がないものと認め、会長の互選は、指名推選の方法により行うことに決定しました。
	それでは、「指名推選」の発言を求めます。
19番・有馬委員	はい、議長。
臨時議長・互選管理者（兼重委員）	有馬委員
19番・有馬委員	19番の有馬です。
	会長に、山下敏彦委員を推選いたします。
臨時議長・互選管理者（兼重委員）	ただ今、有馬委員から、会長に山下敏彦委員を推選するとのご発言がございましたが、他にございませんか。
	（なし）
	他にございませんので、ただ今、指名推選のありましたとおり、会長には、山下敏彦委員を当選人とすることに、ご異議はございませんか。
	（全員異議なし）
	異議がないものと認め、出席委員の全員の同意があったので、会長には山下敏彦委員が当選されました。
	山下委員におかれては、会長になることを承諾し、会長をお引き

	受けいただけますか。
10番・山下委員	議長。
臨時議長・互選管理者（兼重委員）	山下委員
10番・山下委員	10番の山下です。 ただ今、会長にご推選いただきましたこと、身に余る光栄であり、感謝を申し上げます。 はなはだ微力ではありますが、会長の職をお引き受けしたいと存じます。 どうぞ、よろしくお願いいたします。
臨時議長・互選管理者（兼重委員）	それでは、会長が決まりましたので、会長の互選会を閉じ、私は、臨時議長の任を終了いたします。 ご協力、大変ありがとうございました。 （臨時議長退席、自席に移動）
藤井事務局長	兼重委員には、臨時議長の大役、誠にありがとうございました。 それでは、次の議事に進みますが、周南市農業委員会総会会議規則第7条第1項により、総会の議長は会長が務めることとなっております。 山下会長には、議長席に移動していただき、会長就任のご挨拶をいただいた後、議事進行をお願いいたします。 （会長、議長席へ移動）
議長（山下会長）	それでは、最初に一言ご挨拶を申し上げます。 引き続き、会長を仰せつかることになりましたが、伝統ある本委員会の名を汚さぬよう、日々精進いたしまして、与えられた職責を果たしたいと思えます。 農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様、事務局の職員の皆様のご協力をいただき、公平、公正で明るく開かれた信頼される農業委員会の運営に一生懸命努めてまいり所存でございます。 これからの3年間、お互いに健康・安全には十分留意いたしまして、相互信頼の下、「チーム農業委員会」として、共に力を合わせて、本市の農業・農

	村の振興のために、職務を遂行していきましょう。 どうぞ、よろしくお願いいたします。 それでは、議長を務めさせていただきます。 議事日程第6、「会長職務代理者の互選」に入ります。 会長職務代理者の互選について、事務局より説明をお願いします。
藤井事務局長	互選の方法及び手続については、会長の互選の際に申し上げましたことと同様でございます。 なお、会長職務代理者の互選会の互選管理者は、議長である会長になります。 以上です。
議長・互選管理者 (山下会長)	ただ今、事務局から説明がありましたが、私が「会長職務代理者の互選会」の互選管理者として互選会を進めてまいります。 それでは、互選の方法についてですが、投票と指名推選のいずれの方法で会長を互選するのか、お諮りいたします。
19番・有馬委員	はい、議長。
議長・互選管理者 (山下会長)	有馬委員
19番・有馬委員	19番の有馬です。 指名推選による方法がよいと思います。
議長・互選管理者 (山下会長)	ただ今、有馬委員から指名推選による方法とのご発言がございましたが、他にございませんか。 (なし) 他にないようですので、指名推選の方法で互選することに、ご異議はございませんか。 (全員異議なし) 出席委員の中に異議がないものと認め、会長職務代理者の互選は、指名推選の方法により行うことに決定しました。 それでは、「指名推選」の発言を求めます。

19番・有馬委員	はい、議長。
議長・互選管理者 (山下会長)	有馬委員
19番・有馬委員	19番の有馬です。会長職務代理者に、佐伯信治委員を推選いたします。
議長・互選管理者 (山下会長)	ただ今、有馬委員から、会長職務代理者に佐伯信治委員を推選する とのご発言がございましたが、他にございませんか。 (なし) 他にないようですので、ただ今、指名推選のありましたとおり、 会長職務代理者には、佐伯信治委員を当選人とすることに、ご異議 はございませんか。 (全員異議なし) 異議がないものと認め、出席委員の全員の同意があったので、会 長職務代理者には、佐伯信治委員が当選されました。 佐伯信治委員におかれては、会長職務代理者になることを承諾 し、会長職務代理者をお引き受けいただけますか。
9番・佐伯信治委員	はい、議長。
議長・互選管理者 (山下会長)	佐伯信治委員
9番・佐伯信治委員	9番の佐伯信治です。 大変な大役を仰せつかり、恐縮しております。 皆様のご協力のもと、在職期間3年間、山下会長をサポートし てまいりたいと考えております。 どうか皆さんよろしくお願いいたします。
議長・互選管理者 (山下会長)	それでは、会長職務代理者が決まりましたので、会長職務代理者 の互選会を閉じます。
議長(山下会長)	次に、議事日程第7、「農業委員の地区割の決定」に入ります。 事務局より説明をお願いします。 藤井事務局長

藤井事務局長

農業委員の地区割でございますが、農業委員は、市の全区域に関する農地利用の最適化に責任があり、農地利用最適化推進委員と異なっており、募集の際にあらかじめ区域を設定することは適当ではありませんが、農業委員の任命の際に、その担当する区域に割り振ることは問題がないとされています。

農地法第3条・4条・5条の調査等を行う場合、また、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携して円滑に活動するためには、全市域を地区割し、各農業委員が担当する地区を指定することが必要であると考えます。

農地利用最適化推進委員の担当区域は、32区域となっておりますが、このことも考慮し、基本的には、各農業委員が地元の地区を担当することで「農業委員の地区割(案)」を作成し、お手元にお配りしております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ただ今、事務局から説明がありましたが、農業委員の地区割について、ご質問はございませんか。

（なし）

ないようなので、事務局（案）のとおりとすることで、よろしいでしょうか。

（全員異議なし）

異議がありませんので、事務局（案）のとおり承認いたします。

次に、議事日程第8、「議決事項」に入ります。

ただ今、議案を配付いたします。

（議案第37号を配付）

それでは、議案第37号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

議案第37号について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第17条第1項において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と規定されています。

こうしたことから、周南市農業委員会では、周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則に基づき、令和8年2月2日から3月2日までの期間に候補者の募集をしたところ、32区域、32人の定数に対し、全ての区域において32人の被推薦者・応募者がございました。

周南市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要項第2条第1号の規定に基づき、会長の専決処分により、評価委員会に候補者の評価を行い、その結果を意見として会長に報告することの求めがあったので、4月13日に第1回評価委員会を、4月20日に第2回評価委員会を開催し、被推薦者・応募者の32人について、評価が行われ、評価結果が会長に報告されました。

この評価委員会の評価及び意見を受けて、5月11日開催の委員全員協議会で協議の上、32区域、32人の農地利用最適化推進委員候補者が決定されました。

以上の経緯により、改選前の農業委員会において、32人の農地利用最適化推進委員候補者が決定されております。

なお、周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則では、その附則において、推進委員候補者の決定に係る行為の継承を規定しており、任命される前の農業委員で組織する農業委員会が評価委員会に意見を求める行為並びに評価委員会の評価及び意見を受ける行為並びに推進委員候補者を決定する行為は、新たに任命された農業委員で組織された農業委員会の行為とみなすとしています。

議案第37号は、改選前の農業委員会において評価委員会に意見を求めたこと、並びに評価委員会の評価及び意見を受けたこと、並びに推進委員候補者を決定したことを、本日発足したこの周南市農業

	委員会で継承の上、推進委員候補者に決定した32人を周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱することについて承認を求めるものです。 以上でございます。
議長（山下会長）	ただ今の議案第37号について、質疑を行います。 ご意見、ご質問はございませんか。
15番・歳光委員	ちょっと事務局にお聞きしたいのですが、今回、推進委員のメンバーが変わっております。 推進委員は、地元の調査区域を基本とするのが私はベターと思いますが、今回、推進委員の地元には他の推進委員が入っており、その推進委員は地元とは違う地区を担当していると聞き、これがベターなやり方かどうか。 この状態が3年間続く訳ですが、これは非常におかしいと思います。
議長（山下会長）	それでは、事務局、回答できますでしょうか。
藤井事務局長	推進委員の区域分けでございますが、応募された際に応募されたご本人と事務局で確認を行い、また、ご本人からも意見を聴取しまして、結果として担当地区の区分けを同意いただいたうえで、設定したものと考えております。 以上です。
15番・歳光委員	今そうゆう風に言われましたけれども、私の方に入った情報によりますと、本人が非常に憤慨しているとのことですよ。 自分の地域をやれなくて、よその地域を見なければならない。 それで、よその推進委員が自分の地区に入ってくる。 そのことにものすごく憤慨しています。
藤井事務局長	担当されている区域は、ご本人が応募されているものです。
15番・歳光委員	新しい委員さんは分かってないでしょうどこの区域か。 今までやったことがないのだから。 担当区域を教えられても自分の住んでいる区域から外れているのであれば憤慨しますよ。

議長（山下会長）	私が心配しているのはそれが3年間続くことです。 私が会長をしていた期間に募集をしておりますので、お答えいたしますが、応募したときに、やる担当区域は、複数選べるようにしている訳です。 ご本人は今のところだけ応募しておりますので、そのところを事務局から説明してください。
原田次長	該当の方につきましては、募集要項に基づき地区ごとの募集をいたしました。 応募されるときには、今担当している地区を指定して応募していただいております。
15番・歳光委員	本人が地域を申し入れするとき、自分が住んでいるところ以外で応募したということですか。
原田次長	今回の応募では、ひとつの区域を選んで応募されておられます。
15番・歳光委員	それは2か所しかないから。 はっきり言って、大河内地区と呼坂地区を分けているだけでしょう。 区分けはそこしか分けていないでしょう。 その中で候補者がどの地区から応募するか分からないのだから、もし出た時には、その候補者の住んでいるところ、極端な話住んでいる自治会、その区域を入れるべきではないのですか。
議長（山下会長）	前にありましたよね。 候補者がいない場合は他の地区から応募することもあると。 これは推進委員も同じことと思います。 推進委員はどこの地区か選択して応募している訳です。 今はその応募したところの推進委員になっているということです。
15番・歳光委員	それは、事務局が決めたこと。 本人は大河内地区か呼坂地区の選択肢しかない訳です。 前の推進委員は住所地と担当地区が一緒だったでしょう。 私が言いたいのは、委員さんが変わったら担当地区の編成も変え

るべきであるということです。

そう思いませんか。

わざわざ地元を守ろうとして推進委員になったのに、地元の調査にも行けない。

議長（山下会長）

推進委員さんの担当割については、前の委員会で行った全員協議会で、こういった区域割にしますよ、担当はこれだけの件数がありますよといったことを皆さんにもお諮りして、規則を改正しないでこれまでと同じ区域分けで募集をした訳です。

それで募集があったのでそこに張り付けたという訳であります。

15番・歳光委員

はっきり言いましょう。

今回、その方に対して事務局が謝りに行っているでしょう。

区割りの問題で。

その経緯があって前回の熊毛地区協議会準備会で書類が足りなくて結構もめました、このことが原因だと私は聞いています。

誰だって自分の住んでいるところの調査ができなければいけませんよ。

最終的に本人が納得しているならいいですが。

私は3年間続くことを懸念しています。

原田次長

区域については、応募していただいたとおりとなっています。

応募については、事務局から説明もさせていただき、本人もご了解の上応募していただいていると理解しております。

担当の区域が不慣れであれば、事務局もスムーズな調査ができるように協力したいと思います。

議長（山下会長）

先ほども申しましたが、32区を分けることも前もって農地がこれくらいありますとか、そういった情報も皆さんにお示ししたうえで、区域を決めてそれに基づいて応募していただいている訳ですから、その辺のところはご理解いただいていると思っています。

中の行き違いは私の方も分かりませんが、エリアに対して応募され、今の推進委員は決まっていると思っています。

色々なことがありましたら、次回の時に考慮し、皆さんと一緒に

考えていきたいと思っております。

他に発言はございませんでしょうか。

(なし)

ないようでしたら、これで質疑を終了いたします。

議案第37号について採決を行います。

原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号は、原案のとおり承認されました。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和8年第8回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午後1時52分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和8年7月24日

周南市農業委員会

臨時議長 兼 重 智

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 林 俊 一

署名委員 梅 田 照 正